

下水道経営会議設置要綱

(目的)

第1条 下水道事業に関する重要な政策・経営方針や事業運営のあり方等について検討を行うため、下水道経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 経営会議は、以下に定める事項について、検討を行うものとする。

- (1) 下水道事業の政策や経営方針に係ること
- (2) 下水道事業の事業運営に関する重要な事項に係ること
- (3) その他下水道事業全般に関する重要な事項に係ること

(組織)

第3条 経営会議は、別表の職にある者をもって組織する。

(委員長の職務)

第4条 経営会議の委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(経営会議の開催)

第5条 経営会議は、随時、委員長が招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、外部有識者等に意見を求めることができる。
- 3 経営会議は、別表の委員のうち、過半数の出席を以って成立するものとする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求めることができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法により全員の意見を求めることをもって、経営会議の開催に代えることができる。

(経営会議での方針決定)

第6条 経営会議における方針決定や判断は、全員の賛同をもって行うものとする。

(幹事会)

第7条 委員長は下水道経営全般に係る検討や調整、次条に定める専門部会での検討内容の取りまとめ等を行うために、経営会議に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の幹事は、建設局部長級にある者のうちから委員長が指名する。
- 3 幹事会には幹事会長を置き、委員長がその者を指名する。
- 4 幹事会長に事故があるときは、あらかじめ幹事会長の指名する幹事がその職務を代理する。
- 5 幹事会長は幹事会を代表し、会務を総理する。
- 6 幹事会は、経営会議の要請に応じ、また幹事会長が必要と認めたときに随時開催

することができる。

- 7 幹事会は、次条に示す専門部会を取りまとめ、専門部会での検討内容やその他事項などのうちから、経営会議に諮る項目を調整する。
- 8 幹事会長が必要と認めるときは、外部有識者等に意見を求めることができる。
- 9 幹事会長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、経営会議に係る専門事項の検討を行うため、経営会議に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の部会員は、建設局課長級にある者のうちから委員長が指名する。
- 3 専門部会には部会長を置き、委員長がその者を指名する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。
- 5 部会長は専門部会を代表し、会務を総理する。
- 6 専門部会は、幹事会の要請に応じ、また部会長が必要と認めたときに随時開催することができる。
- 7 専門部会は、部会での検討結果を幹事会に報告しなければならない。
- 8 部会長が必要と認めるときは、外部有識者等に意見を求めることができる。
- 9 部会長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 経営会議の事務局は、建設局下水道部調整課（経営企画担当）が担当する。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、経営会議の運営に必要な事項は、経営会議において定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月3日から施行する。

(別表)

委員長	建設局長
副委員長	建設局理事（局運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整担当）
委員	建設局理事（局所管施設の建設、維持管理及び防災に係る調査、企画及び連絡調整担当）
	建設局理事（局所管事業における府市連携に係る調査、企画及び連絡調整担当）
	総務部長
	企画部長
	下水道部長
	下水道経営企画担当部長
	道路公園・下水道設備担当部長
	下水道資源循環担当部長
	方面管理事務所長（下水道事業担当）

(参考)

下水道経営会議 幹事会

幹事会長	下水道経営企画担当部長
幹事	総務部長
	下水道部長
	道路公園・下水道設備担当部長
	下水道資源循環担当部長
	方面管理事務所長（下水道事業担当）

下水道経営会議 専門部会

建設計画検討部会

部会長	下水道部調整課長
部会員	下水道部事業計画担当課長
	下水道部経営企画担当課長
	下水道部事業改革担当課長
	下水道部下水道課長
	下水道部管渠担当課長
	下水道部設備課長
	下水道部下水道資源循環課長

維持管理検討部会

部会長	下水道部施設管理課長
部会員	下水道部調整課長
	下水道部経営企画担当課長
	下水道部事業改革担当課長
	下水道部下水道資源循環課長
	方面管理事務所管理課長（管理課長会幹事）
	方面管理事務所設備課長（設備課長会幹事）

財政計画検討部会

部会長	下水道経営企画担当課長
部会員	総務部経理課長
	下水道部調整課長
	下水道部事業改革担当
	下水道部施設管理課長